

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人 鹿児島純心女子学園
②設置大学名称	鹿児島純心大学
③担当部署	事務局長
④問合せ先	0996-23-5311 chuman@k-jundai.jp
⑤点検結果の確定日	令和 7 年 9 月 2 日
⑥点検結果の公表日	令和 7 年 9 月 2 2 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.k-junshin.ac.jp/jundai/disclosure/
⑧本協会による公表	◎承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	学則第２条に教育目的を、建学の精神等は学生便覧、ホームページに明示。 https://www.k-junshin.ac.jp/jundai/disclosure/
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	大学案内、学生便覧、ホームページで公表。自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化に取り組んでいる。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長の責務（役割・職務範囲）、学長補佐体制、教授会の役割等を明確化している。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	管理・運営会議、評議会、委員会等を教職協働で運営。
実施項目 １－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	毎年度教職員全体研修会で学長より基本方針説明と協力要請。企画・ＦＤ・ＳＤ委員会を中心に教育の質向上や改善策を検討。

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 １－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	学園中長期計画及び大学大学院中長期計画を数値目標も含めて策定し、年度毎に自己点検評価を実施。
実施項目 １－２②	説明
計画実現のための進捗管理	各年度事業計画と事業実績、経営改善計画実施工程表で進捗状況を確認。

原則２－１ 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 ２－１①	説明
社会の要請に応える人材の育成	科目等履修生制度。学科等による公開講座の実施。
実施項目 ２－１②	説明
社会貢献・地域連携の推進	大学地域連携推進懇話会ほか授業の内外において様々な活動を実施。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	交換留学生制度。課題を抱える受験生や学生への対応。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	理事長、学長が女性。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	R7. 4. 1 施行の私立学校法に準拠した寄附行為に変更。寄附行為で理事選任機関を評議員会と規定するとともに、理事の選任・解任及び職務についても明確化し、透明性を確保している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	寄附行為に理事会の運営について規定するとともに、理事会と評議員会の協議を規定し協働体制の確立を図っている。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事及び監事に対しガバナンス強化に係る研修を実施するなど、情報提供・研修の充実を図っている。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	R7. 4. 1 施行の私立学校法に準拠した寄附行為に変更。寄附行為で監事及び会計監査人の選任・解任及び職務について規定し、明確化、透明性を確保している。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	毎年度、監事監査計画を策定し実施するとともに、会計監査人からの報告会及び内部監査室との意見交換会を実施している。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	理事会・評議員会の機会での情報提供や、理事長との意見交換会の実施及びガバナンス強化に係る研修の実施や文部科学省主催研修会の案内等を行っている。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	R7.4.1 施行の私立学校法に準拠した寄附行為に変更。寄附行為で評議員の選任・解任及び職務について規定するとともに、選任方法については、理事会及び評議員会の選任とするなど、明確化、透明性を確保している。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	寄附行為に評議員会の運営について規定するとともに、理事会と評議員会の協議を規定し協働体制の確立を図っている。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員に対しガバナンス強化に係る研修を実施するなど、情報提供・研修の充実を図っている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	内部統制システム強化のため、新たに R7.1 に学園リスク管理規程を策定。また、大学危機管理マニュアル、学園の公的研究費等の管理・監査に関する規程、学園ハラスメント防止等に関する規則を整備している。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	内部統制システム強化のため、新たに R7.1 に学園コンプライアンス推進規程を策定するとともに、学園公益通報に関する規則も改正。全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程を遵守するよう組織的に取り組んでいる。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	内部統制システム強化のため、新たに R7.1 に学園財務書類等の閲覧等に関する規程を策定。大学は HP の「情報の公表」に必要な情報を掲示。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	大学は HP の「情報の公表」に必要な情報を掲示。大学案内、学生便覧、紀要等にそれぞれ必要となる情報を工夫して掲載。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明

